

最低賃金を引き上げよう!

今すぐ時給 **1,000円**に!



誰もが安定した生活を送れるように
早急に時給1,000円を実現しよう!



最低賃金とは 日本には最低賃金法という法律があって、賃金の最低額が保障されています。具体的には、地域別最低賃金により都道府県ごとに最低賃金が定められています。正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、国籍を問わず、日本で働く全ての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。

なお、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について特定最低賃金が設定されている場合があります。

最低賃金の現状

2016年度の地域別最低賃金は、全国加算平均で時給823円。週40時間働いた場合には、月収約14万3000円、年収約172万円。賃金から社会保険料や税金が控除されるので、手取りの金額はもっと少なくなります。

全国加算平均 **823円**

これに手取りして
約14万3千円

約172万円

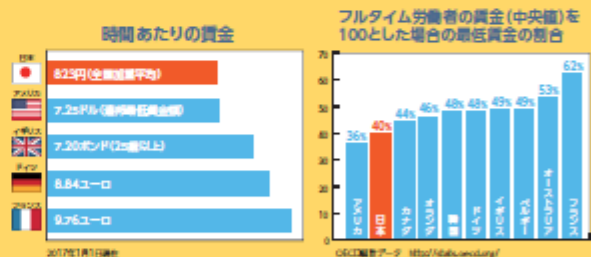


地域別最低賃金時間額(2016年度)

北海道 786円	東京 932円	滋賀 788円	香川 742円
岩手 716円	神奈川 930円	京都 831円	愛媛 717円
青森 716円	新潟 753円	大阪 883円	高知 715円
宮城 748円	富山 770円	兵庫 819円	福岡 765円
秋田 716円	石川 757円	奈良 762円	佐賀 715円
山形 717円	福井 754円	和歌山 753円	長崎 715円
徳島 726円	山梨 759円	鳥取 715円	熊本 715円
茨城 771円	長野 770円	島根 718円	大分 715円
新潟 775円	岐阜 776円	岡山 757円	宮崎 714円
群馬 759円	静岡 807円	広島 793円	鹿児島 715円
埼玉 845円	愛知 845円	山口 753円	沖縄 714円
千葉 842円	三重 795円	徳島 716円	全国加算平均 823円

国際的に見ると低い日本の最低賃金

最低賃金の定め方は国によって異なりますが、他の先進国と比較すると、日本の最低賃金は低くなっています。「フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合」の国際比較でも、日本は40%と最低に近いランクになっています。国連の勧告でも、日本の最低賃金について、その平均水準の低さに対する懸念が示されています(2013年5月採択「社会権規約委員会」日本の第三次定期報告に関する勧告見解)。



どうして日本の最低賃金は低いのか

かつて最低賃金で働く人の多くは、主婦パートや学生アルバイト等、家計の補助として働く非正規労働者でした。家庭には正社員である男性の稼ぎ手がいることが多かったため、最低賃金の低さが深刻な問題として十分には認識されていませんでした。



また、日本の地域別最低賃金の金額決定の考慮要素には、「労働者の生計費及び賃金」のほか、諸外国には見られない「通常の事業の資金支払能力」が法律で定められており、これを根拠に、審議会が経営者を代表する委員が引上げに反対してきたという事実があります。

最低賃金はどう決められるの?

毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会が開催されます。審議会には、労働者を代表する委員(労働組合の役員等)、経営者を代表する委員(経営者団体の役員等)、中立的な立場の委員(学者や弁護士等)の三者で構成されます。各都道府県の審議会は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、その意見を踏まえて各都道府県の労働局長が金額を決定します。ただし、実際としては、ほぼ中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安どおりに決定されています。

中央審議会
目安の提示

都道府県審議会
最低賃金の審議

労働局長
金額を決定

JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区豊が関1-1-3 ☎03-3580-9841(代)